

Business Certificate news

No.TCCI-157
Date : 2022 年 4 月 1 日

【原産地証明】不備の多い事例（consignee、manufacturer、L/C 情報）

原産地証明書の作成について、[原産地証明書の記載方法](#)・[証明業務のお知らせ](#)等でご案内しておりますが、不備により訂正・キャンセルされるケースが散見されます。2021 年度に不備が目立った事例につきまして再度ご確認をお願い致します。

併せて、不備箇所の修正に関する連絡をさせていただいた場合には、指示通りご修正対応いただけますよう、お願いいたします。**「過去に、指摘されずに発給されていること」は、正しいことの根拠ではありません。再度、HP等に記載・明文化されたルールをご確認いただき、適正な申請をお願い致します。**なお、過去間違った内容で発給されてしまった証明書は、申請企業の代表者様名義でお預かりした「貿易関係証明に関する誓約書」に従い、**申請企業がその責任を負います。**過去数年にわたる全ての取得済み証明書の調査・確認並びに報告書の作成等の作業、発給停止等のペナルティを課させていただく処分事例もございます。

商工会議所は、お預かりした誓約に則り、「ご記載いただいた内容は全てが真正で、かつルール通りである」という性善説にて発給業務を行っておりますこと、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 原産地証明書「2.Consignee」について

- ・Invoiceに「Consignee」と記載がある場合は、Invoiceの「consignee」を完全一致でご記載ください。
- ・住所・国名を記載されていないケースが見受けられます。下記記載例に基づき、ご記載ください。

- 【記載例】
- ① 会社名・住所・国名
 - ② 銀行名・住所・国名
 - ③ To the order of 会社名・住所・国名
 - ④ To the order of 銀行名 ← ④の場合に限って、銀行名の記載だけでも可。
 - ⑤ To order

2. 「6.Remarks」への manufacturer について（再周知）

- ・manufacturer の記載をする場合は、**会社を特定するため**、会社名・**住所・国名**まで必ずご記載ください。（“Name of manufacturer”の場合も、会社を特定するため、会社名に続けて住所・国名を記載するか、“Address of manufacturer”項目を追記して住所・国名を記載してください。）

※buyer・end user 等の会社名を記載する場合も同様に「会社名・**住所・国名**」を必ずご記載ください。

3. L/C No.の記載について

- ・L/C No. を原産地証明書に記載する場合は、原産地証明書「6.Remarks」にL/CNo.等のタイトルを入れた上で、ご記載ください。
- ・L/C 表現「Drawn under」は、**商工会議所がそのL/C 条件に拘束される立場にありません**ので、記載不可となります。但し、L/C に商工会議所発給の原産地証明書が求められ、かつ、指定文言を原産地証明書へ記載(All documents must show “drawn under”～等)することが要件となっている場合のみ「Drawn under」の記載を認めます。なお、必要に応じてL/C(全文)を提出いただく場合がございます。L/C の提出ができない、又は、提出されたL/C に記載がない場合は「Drawn under」の表現を削除してください。
- ・支払い条件がL/C でない場合は、原産地証明書への記載はできません。但し、buyer⇒End User 間がL/C 条件であり、記載を求められた場合に限り、L/C(全文)を提出いただくことにより記載を認めます。

以上